

保護者 殿

身延町立身延中学校

校長 渡邊 史

## 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに関わる出席停止について（通知）

5月8日から新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行されたことにより、出席停止期間が変更となりました。つきましては、改めて新型コロナウイルスとインフルエンザの出席停止期間等について最新情報の確認をお願いいたします。

また、突発的に発症する新型コロナウイルスとインフルエンザの対応として、事前に出席停止の通知を全家庭に配付いたします。

【2023. 5. 8 現在】

出席停止対象項目	出席停止期間	登校届について
新型コロナウイルス感染者（陽性者）  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">             「<u>症状軽快</u>」とは、「解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である状態」のこと。           </div>	有症状者は、発症後5日を経過し、かつ <u>症状軽快</u> 後、1日を経過するまで。 ※学校長等が登校について判断する。  ※無症状者は、検体を採取した日から5日を経過するまで。	提出必要 （新型コロナ感染者用）
インフルエンザ（季節性）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	提出必要 （インフルエンザ用）

\*同居家族が感染した場合や学校で感染者と接触があり、濃厚接触となった場合でも登校を控えることを求めません。

\*発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、自宅で療養することが重要であり、無理して登校しないようお願いいたします。軽微な症状等で判断に迷う場合には、学校へご相談ください。（欠席扱いとなります）

裏面もご覧ください。

## ★出席停止期間と「登校届」の提出について

学校感染症とその出席停止期間の基準は、学校保健安全法により定められており、罹患した際には**出席停止**（欠席となりません）となります。

この措置は、児童本人の安静と早期回復、また、他の児童への感染を防ぐためのものですので、十分体を休め療養をさせてください。なお、停止期間を過ぎ全身状態が良好になりましたら（再受診の必要なし）、登校届に保護者が記入し、登校の際児童に持たせてください。但し、「医師より再受診の指示がでている場合」や、「咳が激しく出る。」「平熱になっても、さっぱりしない。」等、気になる様子がある場合は、再受診をして医師にご相談ください。

### — 『登校届』 について —

\*別紙の「登校届」は、保護者の方が記入してください。裏面の記入例を参考にしてください。医師の証明書や診断書、検査結果の証明は必要ありません。

\*保護者の責任において、出席停止期間が過ぎるまで、お子さんの経過を見てください。

## ★「登校届」記入上の留意

### 【新型コロナ感染者用】

- ① 発症日を確認してください。（受診時に必ず医師と確認してください。）
  - ② 「登校届」の記入を開始してください。
  - ③ 発症日を0ゼロとして、その後5日経つまで療養します。ただし、
  - ④ 発症後5日経ち、かつ、症状軽快後、1日が経過していれば、翌日から登校できます。
- ⇒「症状軽快」とは、「解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である状態のこと。」
- 症状軽快後1日を経過していない場合は、休む日が延びます。

### 【インフルエンザ用】

- ① 発症日を確認してください。（受診時に必ず医師と確認してください。）
  - ② 「登校届」の記入を開始してください。
  - ③ 発症日を0ゼロとして、その後5日経つまで療養します。ただし、
  - ④ 発症後5日経ち、かつ、解熱後、2日を経過していれば、翌日から登校できます。
- ⇒「解熱後2日を経過」とは、「平熱になった日を0ゼロとして、その後平熱で2日経つまで。「1日の中で平熱になる時もある。」「夜、熱がある。」という日は、平熱としません。解熱後2日を経過していない場合は、休む日が延びます。